

第7期甲州市障害福祉計画 ・
第3期甲州市障害児福祉計画(案)

(令和6年度から令和8年度まで)

甲州市

第7期甲州市障害福祉計画・第3期甲州市障害児福祉計画

1 基本的な考え方

(1) 法令の根拠

「第7期甲州市障害福祉計画・第3期甲州市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第8条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号、最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）（以下「基本指針」という。）及び山梨県の計画と整合性を図りながら、「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして定めるものです。

(2) 基本理念

甲州市では、「障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州」を基本理念に掲げ、令和3年3月に「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」と一体化した計画として「第3次甲州市障害者総合計画」を策定し、様々な施策を展開しています。

本計画においても、引き続きこの基本理念のもと、施策の推進を図ります。

(3) 趣旨及び目的

本計画は、障害者基本法の「すべての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法、及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、国の基本指針に即して定めるもので、「障害者計画」の実施計画にあたる計画です。

障害者及び障害児の地域生活を支援するために必要な障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児支援、障害児相談支援）が計画的に提供されるように、令和8年度末における成果目標を定め、各年度におけるサービスの必要量を活動指標として見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めます。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第2次甲州市障害者総合計画 （甲州市障害者計画）						第3次甲州市障害者総合計画 （甲州市障害者計画）					
第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			

(4) 本計画の期間

国の基本指針において、障害福祉計画等は、原則3年を1期として作成することとされているため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画の期間とします。

(5) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する「甲州市障害者自立支援協議会」（以下「協議会」という。甲州市附属機関の設置に関する条例第2条）において、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとします。

(6) 本計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法第88条の2第1項、及び児童福祉法第33条の2第1項の規定に基づき、活動指標その他の体制整備に関する事項を定期的に調査及び分析を行い、協議会において、検討及び評価を行います。

その結果、成果目標の達成のため、本計画の改善が必要である場合には、計画の期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 地域移行者数

令和8年度を目標年度とし、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを成果目標として設定します。

② 入所者削減数

令和8年度を目標年度とし、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを成果目標として設定します。

項目	数値	考え方
令和4年度末入所者数(A)	41人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末入所者数(B)	38人	令和8年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数(C)	3人	施設入所からGH、一般住宅等へ移行した者の数
地域移行割合 (C/A×100)	7.3%	【国目標:6%以上】
入所者削減数(A)-(B)=(D)	3人	入所者削減数見込
削減割合 (D/A×100)	7.3%	【国目標:5%以上】

※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設は除いて設定することとします。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及活動（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に向かっていく上で欠かせないものです。

甲州市では、障害者自立支援協議会等において、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置し、目標設定及び評価を実施することで、重層的な連携による支援体制の構築を目指します。

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活拠点等の整備」とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築することです。

特に既存の障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等が必要な機能を分担し、地域生活支援の機能を強化する体制を「面的な体制」といいます。

峡東圏域（笛吹市、山梨市、甲州市）では、「面的な体制」整備のため、関係機関と共に必要な協議を実施しており、今後もその維持に努めます。

また、その機能を充実させるため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ、年1回以上運用状況を検証、検討します。

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (成果目標)	考え方
(峡東圏域) 地域生活支援拠点等の整備	1箇所	1箇所	峡東圏域として、1つの「面的な体制」を維持します。
コーディネーターの配置	有	有	地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、機能の充実を図ります。
障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	無	有	
支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	無	有	
(峡東圏域) 地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	3回	3回	支援実績等を踏まえたうえで、運用状況の検証、検討を実施します。

② 強度行動障害を有する方への支援体制の充実

強度行動障害とは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態をいいます。

強度行動障害を有する方への支援には、地域における課題整理、専門的人材の育成、地域資源の開発等、地域の関係機関が連携を図ることが重要です。

峡東圏域（笛吹市、山梨市、甲州市）では、令和8年度末までに、強度行動障害を有する本人とその家族の状況や支援ニーズを適切に把握し、面的な支援体制の整備を進めます。

項目	令和4年度末 （実績）	令和8年度末 （成果目標）	考え方
（峡東圏域）強度行動障害を有する者への支援体制	無	有	峡東圏域として、1つの「面的な体制」を整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行】

- ① 令和8年度中に、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労へ移行する者が、令和3年度実績の1.28倍以上となるよう、成果目標を設定します。
- ② 令和8年度中に、就労移行支援を通じて一般就労に移行する者が、令和3年度実績の1.31倍以上となるよう、成果目標を設定します。
- ③ 令和8年度中に、就労継続支援A型を通じて一般就労に移行する者が、令和3年度実績の1.29倍以上となるよう、成果目標を設定します。
- ④ 令和8年度中に、就労継続支援B型を通じて一般就労に移行する者が、令和3年度の移行実績の1.28倍以上となるよう、成果目標を設定します。

項目	一般就労への移行者数(人)		倍率	考え方
	令和3年度	令和8年度 (成果目標)		
① 就労移行支援事業等	1	6	6倍	【国目標:令和3年度中の移行者の1.28倍以上】
② 就労移行支援	0	2	—	【国目標:令和3年度中の移行者の1.31倍以上】
③ 就労継続支援A型	1	2	2倍	【国目標:令和3年度中の移行者の1.29倍以上】
④ 就労継続支援B型	0	2	—	【国目標:令和3年度中の移行者の1.28倍以上】

- ⑤ 令和8年度中に、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上となるよう、成果目標を設定します。

項目	令和4年度末 事業所数	令和8年度 (成果目標)	考え方
⑤ 就労移行支援事業所	2箇所	1箇所	就労移行支援事業所2箇所のうち、1箇所【国目標:全体の5割以上】

【就労定着支援事業の利用率】

- ⑥ 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の実績の 1.41 倍以上となるよう成果目標を設定します。
- ⑦ 令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の 2.5 割以上と成果目標を設定します。

項目	令和3年度 (実績)	令和8年度 (成果目標)	考え方
⑥ 就労定着支援利用者	4人	6人	【国目標:令和3年度の利用者の 1.41 倍以上】
項目	令和4年度 事業所数	令和8年度 (成果目標)	考え方
⑦ 就労定着支援事業所	1箇所	1箇所	【国目標:就労定着率が7割以上の事業所を全体の 2.5 割以上】

(5) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

① 障害児支援の提供体制の整備

国の児童発達支援ガイドラインにおいて、障害児支援の基本理念は、「障害のある子ども本人の最善の利益の保障」、「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮」、「家族支援の重視」「障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割」が掲げられています。

この理念実現のため、障害のある子どもとその家族のライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携）と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の専門機関が連携した支援体制（横の連携）、いわゆる「縦横連携」の推進が必要であり、児童発達支援センターを中心とした重層的支援体制の構築が求められます。

現在、峡東圏域（笛吹市、山梨市、甲州市）において、児童発達支援センターを1箇所設置していますが、令和8年度末までにもう1箇所設置することを目指し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を強化します。

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (成果目標)	考え方
(峡東圏域)児童発達支援センターの設置	1箇所	2箇所	峡東圏域に、児童発達支援センターを2箇所整備します。
(峡東圏域)障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	有	峡東圏域として、1つの「面的な体制」を維持します。

② 重症心身障害児を支援する事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、峡東圏域（笛吹市、山梨市、甲州市）で重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保、及び放課後等デイサービス事業所の維持に努めます。

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (成果目標)	考え方
(峡東圏域)児童発達支援事業所	0箇所	1箇所	令和8年度末までに峡東圏域で1箇所確保できるように努めます。
(峡東圏域)放課後等デイサービス事業所	1箇所	1箇所	現在峡東圏域に1箇所ある事業所を維持します。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、峡東圏域（笛吹市、山梨市、甲州市）に設置された保健、医療、障害福祉、保育及び教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を維持していきます。

また、医療的ケア児等コーディネーターの配置のため、市の保健師等が計画的に研修を受講するように努めます。

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (成果目標)	考え方
(峡東圏域)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	有	有	峡東圏域全体で設置した協議の場を維持します。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	有	有	医療的ケア児等コーディネーターの配置を維持します。

(6) 相談支援体制の充実・強化

市において、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置に努め、地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組とそのために必要な協議会の体制の確保に努めます。

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (成果目標)	考え方
基幹相談支援センター	無	有	市に基幹相談支援センターの設置に努め、地域の相談支援体制の強化を図ります。
基幹相談支援センターが相談支援体制の強化を図る体制の確保	無	有	
協議会の体制の確保	無	有	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施と、その体制確保に努めます。
地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組	無	有	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

市において、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築していきます。

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (成果目標)	考え方
① 障害福祉サービスの質の向上を図るための研修参加を促す取組	有	有	県及び地域生活支援拠点等が実施する障害福祉サービス等に係る研修を広報すると共に、従事者が積極的に参加できるような取組を行います。
② 国民健康保険団体連合会の審査エラー内容の分析結果等を活用した取組	無	有	令和8年度末までに国民健康保険団体連合会の審査エラー内容の分析結果等を活用し、事業所と共に検証する場を設置します。

3 活動指標

(1) 施設入所者の地域生活への移行等

① 訪問系サービスの利用者数、利用時間

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	691	764	850	884	884	936
	人	27	30	34	34	34	35
重度訪問介護	時間	920	1,054	1,210	1,230	1,230	1,370
	人	8	8	7	7	7	8
同行援護	時間	124	116	115	120	120	120
	人	8	6	6	6	6	6
行動援護	時間	198	162	200	200	200	225
	人	8	7	7	8	8	9
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
計	時間	1,933	2,096	2,375	2,434	2,434	2,651
	人	51	51	54	55	55	58

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

- ・行動障害についての技術的な支援・情報提供を行います。
- ・利用者及び事業者双方に、適切に訪問系サービスが利用できるよう、必要な相談及び助言を行います。

② 日中活動系サービスの利用者数、利用日数

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	1,456	1,554	1,623	1,617	1,617	1,617
	人	73	77	77	77	77	77
自立訓練 (機能訓練)	人日	15	0	0	18	18	23
	人	1	0	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日	61	20	20	60	60	60
	人	3	1	1	3	3	3
就労選択支援	人日	0	0	0	0	1	2
	人	0	0	0	0	1	2
就労移行支援	人日	91	55	80	90	90	90
	人	5	4	4	5	5	5
就労継続支援 (A型)	人日	344	295	290	300	300	320
	人	19	16	15	15	15	16
就労継続支援 (B型)	人日	1,085	1,244	1,411	1,445	1,530	1,615
	人	67	77	83	85	90	95
就労定着支援	人	4	2	2	5	5	5
療養介護	人	2	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	人日	120	90	122	123	126	130
	人	13	10	14	14	14	15
短期入所 (医療型)	人日	0	2	10	10	10	10
	人	0	1	2	2	2	2

※令和5年度は見込数

※「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

生活介護	事業所のサービスの質の向上のための指導及び助言を行います。
自立訓練(機能訓練)	障害の特性に応じ、在宅での生活が可能となる訓練が受けられるよう、必要な支給決定を行うとともに、訓練後の行き先について必要な相談及び助言を行います。
自立訓練(生活訓練)	
就労選択支援	サービスを段階的に拡大するため、必要な体制の整備を図ります。
就労移行支援	迅速な支給決定、定着支援の支給決定等を行い、就労移行率を高めます。
就労継続支援(A型)	事業者に対し必要な情報提供を行うと共に、障害特性や地域性へ配慮した事業の実施を指導します。
就労継続支援(B型)	利用者の工賃が向上するよう、区域内の事業所における工賃の平均額について目標水準を設定します。
就労定着支援	在職者の生活上の支援を行えるよう、事業所の新規開設を促し、必要な相談及び助言を行います。

療養介護	安定して利用が継続できるよう、必要な相談及び助言を行います。
短期入所(福祉型)	短期入所の送迎を移動支援で行う等、短期入所の利便性が向上するように配慮します。
短期入所(医療型)	緊急時等に利用が可能となるよう、必要な調整を行います。

③ 居住系サービスの利用者数

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	3	4	2	3	4	5
共同生活援助	人	24	26	28	30	31	33
施設入所支援	人	34	38	42	40	39	37

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

自立生活援助	相談支援や共同生活援助の運営を行う事業所が新たな事業所の開設を行えるよう、相談、助言及び指導を行います。
共同生活援助	本人が希望する地域での生活が可能となるよう、入居又は退居が円滑に出来るよう、相談支援を行います。
施設入所支援	施設の入所又は退所が円滑に出来るよう、必要な相談支援を行います。

④ 相談支援の利用者数

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	41	44	45	47	48	50
地域移行支援	人	0	0	1	1	2	3
地域定着支援	人	4	5	7	6	6	7
計		45	49	53	54	56	60

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

計画相談支援	事業所の新規開設を促すと共に、相談支援専門員に対し、必要な助言、調整等の支援を行います。
地域移行支援	医療機関、施設等との連携が円滑に行えるよう、必要な助言、調整等を行います。
地域定着支援	計画相談その他の障害福祉サービス、地域生活支援事業との連携が円滑に行えるよう、必要な助言、調整等の支援を行います。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する活動指標

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1年間の開催回数	回	0	1	1	1	1	1	
関係者ごとの参加者数	人	0	2	2	6	6	6	
内 訳	保健	人	0	1	1	1	1	
	医療	精神科	人	0	1	1	1	1
		精神科以外	人	0	0	0	0	0
	福祉	人	0	0	0	1	1	1
	介護	人	0	0	0	1	1	1
	当事者	人	0	0	0	1	1	1
	家族	人	0	0	0	1	1	1
協議の場における目標の設定状況	項目	0	0	1	2	2	2	
協議の場における評価の実施状況	回	0	0	0	2	2	2	

※令和5年度は見込数

② 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人	0	0	1	2	2	2
地域定着支援	人	2	1	2	2	2	2
共同生活援助	人	7	9	10	11	12	13
自立生活援助	人	2	2	1	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人	1	0	1	1	1	1

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者自立支援協議会における実務担当者会議において協議の場を設置します。また、精神障害者がサービスを適切に利用することができるよう、周知を図っていきます。

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等に関する活動指標

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数(峡東圏域)	箇所	1	1	1	1	1	1
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1	1	2
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の年間の実施回数	回	3	3	3	3	3	3

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保の方策

地域生活支援拠点における推進会議、定例会議を活用し、年3回以上の実施を目指します。

(4) 障害児支援の提供体制の整備

① 障害児支援の利用児童数、利用日数

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	143	166	181	156	156	156
	人	11	12	13	12	12	12
放課後等デイサービス	人日	607	915	1,044	952	924	896
	人	45	64	72	68	66	64
保育所等訪問支援	人日	3	1	1	3	4	5
	人	3	1	1	3	4	5
居宅訪問型 児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	41	56	65	24	25	26

※「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」 ※令和5年度は見込数

※障害児相談支援については令和6年度から算出方法変更しています。（年間平均給付決定者数から月間の利用人数へ）

② 医療的ケア児等の支援に関する活動指標

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する 関連分野支援を調整する コーディネーターの配置人 数	人	0	1	2	2	2	2

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

児童発達支援	障害児の状態に合った必要な支援を受けることができるよう保健、医療及びその他の障害福祉サービス、地域生活支援事業の連携を行います。
放課後等デイサービス	個別の障害の特性に応じた質の高い支援が行えるよう、必要な相談、助言等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等と児童発達支援等の並行通園（並行利用）が円滑に行えるよう、必要な助言、調整等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	事業所の新設を促すと共に、障害の特性に応じた支援が行えるよう、必要な相談、助言等を行います。
障害児相談支援	事業所の新規開設を促すと共に、相談支援専門員に対し、必要な助言、調整を行います。
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	医療的なケアが必要な児童の支援を調整するためのコーディネーターの配置を推進するための研修等の受講の勧奨や必要な助言、調整等を行います。

(5) 相談支援体制の充実・強化

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化に関する活動指標

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無		無	無	無	無	無	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	1	0	0	0	1
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	0	0	0	0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	17	15	15	16	16	17
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	0	0	0	0	0	1
主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	0	0	0	1

※令和5年度は見込数

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に関する活動指標

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	6	6	6	6	6	6
協議会の参加事業者・機関数	件	19	19	19	19	19	19
協議会の専門部会の設置数	件	0	0	1	1	1	2
協議会の専門部会の実施回数	回	0	0	6	6	6	8

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害以外の分野とも連携できる取組を行い、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制を構築すると共に、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行い、人材育成の支援を行います。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	人	3	2	2	2	2	2

※令和5年度は見込数

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	無	有	有	有
	実施回数	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

県が実施する障害者に関する研修に市職員が参加すると共に、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を構築します。

(7) 地域生活支援事業(必須事業)

① 理解促進研修・啓発事業

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修 ・啓発事業	回	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

地域住民への働きかけとして、障害に対する理解を深めるため、手話や介護等の実践や福祉用具等の使用体験等の機会を年に1回以上実施します。

② 自発的活動支援事業

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	回	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

多くの障害者等やその家族、地域住民が事業に関わることができる形で、障害者自身の社会活動支援やボランティアの活動支援に資するため、ボランティアセンターの運営経費の一部を補助します。

③ 相談支援事業

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター		0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センター 等機能強化事業	件	0	0	0	0	0	1
住居入居等支援事業		0	0	0	0	0	1

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者相談支援事業(基本相談)	権利擁護を中心とした基本相談を市が実施し、障害支援区分認定事務を委託した事業所に一部を委託します。
住居入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たり、支援が必要な障害者等について、入居の支援、サポート体制の構築を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	件	3	3	3	3	3	3

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

本人、関係機関等の申出等に基づき、障害者の権利擁護を図るため、成年後見制度の申立てに要する経費の全部又は一部を助成すると共に、制度の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	件	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

法人後見実施団体の適正かつ安定的な活動実施のために設置されている運営委員会への支援・協力をします。

⑥ 意思疎通支援事業

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	件	14	17	24	30	30	30

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

聴覚、言語機能、音声機能及び視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記者等の派遣を行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	2	0	3	4	4	4
自立生活支援用具	件	2	1	7	7	7	7
在宅療養支援用具	件	2	5	2	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件	5	3	3	7	7	7
排せつ管理支援用具	件	638	642	650	650	650	650
居宅生活動作補助用具	件	1	0	1	3	3	3

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

日常生活用具については、福祉機器及び用具の機能等について適切に情報提供を図るとともに、技術革新による新たな器具の効果を検証しながら給付する物品を検討していきます。

なお、給付に当たっては、必要性や価格、家庭環境等を勘案し、真に必要な障害者に適正な用具をより低廉な価格で購入することとし、判断等が困難な場合には障害者相談所等に助言を求めます。また、用具の再給付については、耐用年数や破損、修理不能の状況等を勘案の上、適切に判断し行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	4	9	20	20	20	20

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

手話で日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成すると共に、聴覚障害者等との交流活動を計画する等手話奉仕員の活動を推進します。

⑨ 移動支援事業

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者延べ数	人	363	300	400	400	400	400
利用者実人員		47	54	55	60	60	60
延べ利用時間数	時間	1,556	1,376	2,200	2,200	2,200	2,200
実施箇所数	箇所	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

移動が困難な障害者等の外出のために①ガイドヘルプ②車両移送等の手段により、マンツーマンやグループでの支援を行います。なお、事業の実施は多様な事業者へ委託し、事業者が選択できるように努めます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	箇所	2	2	2	2	2	2
利用実人員	人	13	12	28	30	30	30
他市利用協定 ・委託事業	箇所	12	12	12	12	12	12
他市利用実人員 (別集計)	人	3	3	3	3	3	3
機能強化事業	箇所	1	1	2	2	2	2
機能強化事業 利用実人員	人	13	12	28	30	30	30

※令和5年度は見込数

※利用実人員は、機能強化事業対象人員です。

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

基礎的事業	社会福祉法人及び特定非営利活動法人にそれぞれ1箇所ずつ委託して実施します。
他市利用	相互利用の協定を締結している山梨市、笛吹市の地域活動支援センターの他、強化事業Ⅰ型を実施している甲府市の地域活動支援センターに委託し実施します。
機能強化事業	地域全体における地域活動支援センターの役割に応じ、創作的活動並びに生産活動の機会の提供を同時に提供できる体制を確立するために、機能強化事業を実施します。

(8) 地域生活支援事業(その他事業・日常生活支援)

① 訪問入浴事業

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	人	1	1	1	2	2	2

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

自宅の設備及び通所等での入浴が困難な障害者の生活を支援するために、訪問入浴車による入浴を実施します。

② 生活支援事業

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援事業	利用者延べ数	人	1	0	0	0	0	1
	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

概ね3箇月から6箇月程度の訓練(通学、通所、公共交通機関利用等の訓練を含む)を実施することで、社会生活及び自立生活が広がる可能性のある障害者に、日常生活上必要な訓練、指導等を行います。

③ 日中一時支援事業

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用者実数	人	37	44	45	50	50	50
	実施箇所数	箇所	7	13	14	15	15	15

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害福祉サービス並びに障害児福祉サービスで不足する日中における活動の場として事業を実施します。また必要に応じて送迎のサービスを行うと共に、事業の実施を多様な事業者へ委託をし、事業所を選挙できるように努めます。

(9) 地域生活支援事業(その他事業・社会参加支援)

① 点字・声の広報等発行

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
声の広報発行	回	12	12	12	12	12	12

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

文字による情報入手が困難な障害者等のために、市報を音声に録音し、必要な障害者等に提供します。

② 自動車運転免許取得・改造助成

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成	人	0	0	0	1	1	1
身体障害者用自動車改造費助成	人	0	0	1	1	1	1

※令和5年度は見込数

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

自動車運転免許取得費助成事業	県下の状況では、自動車運転免許の取得は、一般就労にはほぼ必要な条件となっており、こうした状況を踏まえ、免許の取得を支援し、障害者の経済的な自立を支援します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障害者について、その障害の特性に合ったハンドル等の改造を行い、社会参加等のための移動を支援します。